

有明ひまわりセンター第2期包括的運営事業
【参加申込手続き以外の項目に関する質問に対する回答書】

1. プロポーザル提案説明書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

2. 様式集【様式第1号～様式第11号】に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

3. 事業提案書【様式第7号】に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

4. 事業費内訳書【様式第8号】に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

5. 優先交渉権者選定基準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	—	—	—	質問事項無し。	—

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	3	第1章 第1節 1.1.2.6) 表1-1-2	対象施設とその範囲	対象施設名に「地域農業者用給水設備」とありますが、本設備に供給する水の水質は、「同要求水準書 13頁 第1章 第2節 1.2.15 再利用水(雑用水)に関する基準」を遵守すればよいと理解して宜しいでしょうか(同要求水準書25頁 第4章 4.1.15 (1) も同様)。	お見込みのとおりです。
2	8	第1章 第2節 1.2.7	官公署等申請への協力	「発注者が行う…運営事業者の責任と負担により行うこと。」とありますが、運営管理に係る申請にあたって、合理的に必要な場合は、発注者のご協力を頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	8	第1章 第2節 1.2.9	他事業等への協力	「発注者及び…協力すること。」とありますが、運営事業者の業務に支障のない範囲で協力をするものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおり、通常業務に支障の無い範囲での協力を求めることを基本としています。 ただし、本施設は、地域の活動の場として利用も想定していることから、発注者の要請に応じて運営事業者の協力を求めることを意図したものです。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
4	10	第1章 第2節 1.2.14 2) (3)	排水基準(処理水基準)	本基準を遵守するにあたり、必要な水質の測定頻度・項目は、「同要求水準書 別紙6 環境・施設モニタリングに関する業務範囲の54頁」を参照すればよいものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
5	13	第1章 第2節 1.2.15	再利用水(雑用水)に関する基準	再利用水(雑用水)に関する基準につきまして、柳川浄化センターの放流水の水質データおよびその年間における当該水質の変動データに関する資料を開示頂けますでしょうか。	公開できる範囲のデータについて、参加資格者に対して閲覧資料として開示できるようにします。
6	17	第1章 第3節 1.3.6 (5)	事業終了時の引渡条件	「発注者が…含むものとする。」とありますが、運営事業者の営業機密情報や固有のノウハウを含む場合は、当該部分については協議頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	20	第3章 3.1.3	搬入者への対応	「ごみ搬入時に…連絡すること。」とありますが、当該事象発見時は、運営事業者は事象の拡大防止に向けた応急対応を行い、搬入者に対する指導は貴組合にて対応頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
8	20	第3章 3.1.4 (2)	計量	「後納制度利用…提出すること。」とありますが、直接ごみを搬入する者への処理手数料徴収業務における運営事業者の所掌業務は、計量棟における受付事務での收受のみと理解して宜しいでしょうか。例えば、後納制度対象事業者の選定は発注者の管理範囲であり、債権回収の責任は負いかねまので、請求及び收受は発注者の業務範囲として頂きますようお願いいたします。	お見込みのとおり、運営事業者の業務範囲は要求水準書に記載の範囲です。後納制度利用に係る処理手数料の徴収は、発注者が行います。
9	21	第3章 3.1.8 (5)	搬入管理要領	「発注者は、…その検査に協力すること。」とありますが、運営事業者の業務に支障のない範囲で協力をするものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 展開検査は発注者で不定期に実施します。 運営事業者に協力を依頼する内容は、検査スペースの確保や、車両の誘導等、通常作業を大きく逸脱しない範囲にとどめる予定であり、具体的な要領については、発注者と運営事業者で協議の上、定めます。
10	21	第3章 3.1.9 (1)	処理不適物の排除と返還要領	「本施設で…努めること。」とありますが、処理不適物の取り外しが困難なもの(事故・災害に繋がる恐れがあるもの等)は、この限りではないものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 なお、具体的な要領については、発注者と運営事業者で協議の上、定めます。
11	25	第4章 4.1.14 (5)	用役、予備品、消耗品、各種物品の調達・管理	「本施設の…運営事業者が支払うものとする。」とありますが、発注者執務スペースにおける上水及び下水、各種用役等(電力含む)も運営事業者にて調達及び料金の支払いを行うものと理解して宜しいでしょうか。(「運営業務委託契約書 6頁 第16条」も同様)。	お見込みのとおりです。
12	28	第5章 5.1.10 (1)	見学者説明用展示物の維持管理	「管理棟・工場棟に…補修すること。」とありますが、運営事業者の帰責事由によらない場合は、この限りではないと理解して宜しいでしょうか。	汚損・破損の原因者が特定されない場合に限り、運営事業者の帰責事由の有無に関わらず、運営事業者において補修することを意図したものです。 ただし、汚損・破損の原因者が特定できる場合は、その原因者が補修することになります。

6. 要求水準書に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
13	33	第9章 9.1.3 (3) ①	見学者対応	<p>「運営事業者が…同行する。」とありますが、以下の事項をご教示願います。</p> <p>①見学の予約受付(見学希望者の問い合わせ対応や日程調整等の対外的な渉外業務等)は発注者にて対応されるものと理解して宜しいでしょうか。また、その場合、見学の日程は予め運営事業者の業務に支障が出ないよう調整頂けるものと理解して宜しいでしょうか。</p> <p>②パンフレットの著作権が貴組合に帰属すると思いますので、パンフレットの増刷手配は貴組合の所掌と考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>【①について】</p> <p>発注者による見学の予約受付から運営事業者への取り次ぎ手順は以下の囲み枠内を予定しています。具体的な要領については発注者と運営事業者で協議の上、定めます。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 発注者にて見学予約受付の電話対応 ↓</p> <p>2. 発注者にて、行政視察、一般見学について確認 「行政視察の場合」: 日程調整も含めて発注者にて対応 「一般見学の場合」: 発注者から運営事業者へ電話転送 ↓(運営事業者への電話転送後)</p> <p>3. 運営事業者にて、一般見学申込み者との日程調整及びその後の連絡調整も含めて対応 ↓</p> <p>4. 調整した一般見学日程を運営事業者から発注者へ連絡 ↓</p> <p>5. 運営事業者にて見学当日の対応</p> </div> <p>【②について】</p> <p>お見込みのとおりです。</p>
14	37	第11章 11.1.1	本施設の関連業務	<p>「運営事業者は、…対応すること。」とありますが、発注者にて実施することが合理的と認められる場合は、この限りではないと理解して宜しいでしょうか。</p>	お見込みのとおりです。
15	37	第11章 11.1.3 (2)	清掃	<p>「運営事業者による…定める。」とありますが、窓清掃も運営事業者の対象範囲に含まれるものと思料いたします。年2回の清掃に必要な足場は受託者側で用意するとの理解で宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>なお、窓清掃は運営事業者の対象範囲に含まれますが、運営事業者自らが清掃を行うのではなく、清掃業者による清掃を求めていますので要求水準書別紙9を確認願います。</p> <p>足場については、受託者側で用意願います。足場の種類については清掃及び施設内の通行に支障を生じないものであれば、特に指定はありません。</p>
16	38	第11章 11.1.8 (1)	車両の誘導	<p>「年末・年始など…対応すること。」とありますが、繁忙期(年末年始、GW、お盆)の搬入台数実績をご教示願います。</p>	各市の令和5年度の実績(2023年5月、2023年8月、2023年12月、2024年1月)を添付資料に示します。

7. 運営業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
1	4	第7条 第5項	支給品及び貸与品	<p>「発注者は…貸与品の修補し…負担する。」とありますが、下線部は「を」の誤字と理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>優先交渉権者決定後の契約協議において調整します。</p>
2	5	第12条	許認可の取得	<p>「受託者は、…行わなければならない。」とありますが、発注者にて実施することが合理的と認められる場合は、この限りではないと理解して宜しいでしょうか。</p>	<p>お見込みのとおりです。</p> <p>ただし、現時点で発注者にて取得することが合理的と考える当該事項はないため、事案が発生した場合は、発注者と受託者で協議の上、判断します。</p>

7. 運營業務委託契約書(案)に関する質問に対する回答

No.	頁	項目番号	項目名	質問内容	回答
3	5	第14条 第1項	指示監督等	「発注者は、…できる。」とありますが、当該指示及び監督等がなされる場合は、その必要性について事前に受託者へご説明頂けると理解して宜しいでしょうか(「同運營業務委託契約書 13頁 第39条 第2項及び第3項」も同様)。	お見込みのとおりです。
4	6	第16条 第1項 第3号	用役等の調達及び費用負担	「受注者は…できる。」とありますが、下線部は「受託者」の誤字と理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 優先交渉権者決定後の契約協議において調整します。
5	9	第28条 第4項	処理対象物の受入れ等	「ただし、…負担する。」とありますが、発注者にてご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	10	第30条 第3項	処理不適合物の取扱	「受託者は、…に従う。」とありますが、受託者が排除した処理不適合物の搬入者が特定できた場合は、「要求水準書 21頁 第3章 3.1.9 (3)」にもある通り、受託者は発注者へ連絡し、当該不適合物の返還は発注者にて行って頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	10	第30条 第4項	処理不適合物の取扱	ピット火災などの場合は、リチウムイオンバッテリーがパッカー車で搬入されるごみに紛れている可能性もあり、原因となった処理不適合物の特定自体が困難な例も考えられます。つきましては、受託者が処理不適合物の混入により生じた故障費用等の負担は、受託者に責がある場合のみとの理解で宜しいでしょうか。	第30条第4項に規定する通りです。 処理不適合物で施設に故障等が生じた場合、受託者において第30条第3項に従い行う確認作業によっても当該処理不適合物を発見することが不可能であったことを受託者が明らかにした場合は、受託者は当該故障等について責任を負担しません。
8	20	第59条 第4項	発注者による解除	「発注者は、この契約が第2項…」とありますが、下線部は「本条第2項」と読み替えて宜しいでしょうか。	読み替えていただいて構いません。
9	21	第63条 第2項	不可抗力による解除	「前項により…するものとする。」とありますが、発注者にてご負担頂けるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	21	第64条 第1項	発注者が提供した書類等の著作権	「発注者が…帰属する。」とありますが、本業務の履行に必要な範囲においては、無償で使用することをお認め頂けると理解して宜しいでしょうか(本業務の一部を第三者に委託する場合等)。	お見込みのとおりです。
11	24	第72条 第2項	遅延利息	「前項の遅延損害金は、…金額とする。」とありますが、本運營業務委託契約に基づき、発注者が受託者に支払う賠償金、損害金等についても、同様の債務が課せられるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 優先交渉権者決定後の契約協議において調整します。
12	27	別紙3	搬入管理におけるトラブル発生時の対応	「計量装置の異常によって計量不能になり、搬入者から処理手数料を徴収できなかった場合」と「計量ミスや釣り銭ミスによる、処理手数料の誤徴収」における対応は受託者とされていますが、受託者の責めに帰す場合にのみ適用されるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 受託者の責めに帰すことのできない事由による場合は適用しません。
13	30	別紙4 3(3) ア	業務改善にかかるペナルティ	「発注者は、…ペナルティを課す。」とありますが、当該猶予期間は、当該既定の是正勧告ごとに原則30日間の猶予期間が与えられるものと理解して宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
14	31	別紙4 3(3) イ	稼働停止にかかるペナルティ	「本施設の…改善期間内に…」とありますが、下線部は「猶予期間」と読み替えて宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。 優先交渉権者決定後の契約協議において調整します。

【添付資料】

「6. 要求水準書に関する質問に対する回答 No.16 に係る添付資料(1/2)」

2023年 5月	柳川市													
	区分	1 一般家庭		2 事業所		3 許可業者		4 委託業者		5 公用		6 公用(福祉収集)		合計
	日付	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数
1(月)	95	4.86	5	0.41	20	21.62	27	56.92	3	0.40	0	0.00	150	84.21
2(火)	86	7.11	7	2.47	15	10.53	26	55.78	3	0.21	1	0.07	138	76.17
3(水)	79	5.12	0	0.00	9	6.76	0	0.00	0	0.00	0	0.00	88	11.88
4(木)	52	2.86	0	0.00	7	4.11	24	33.94	0	0.00	0	0.00	83	40.91
5(金)	55	2.73	1	0.06	10	11.27	23	33.12	1	0.00	0	0.00	90	47.18
6(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8(月)	54	3.29	6	0.72	20	25.02	28	60.84	8	1.38	0	0.00	116	91.25
9(火)	28	1.48	4	0.66	15	9.81	26	60.17	3	0.38	1	0.09	77	72.59
10(水)	34	2.04	15	2.30	14	9.47	0	0.00	6	3.59	0	0.00	69	17.40
11(木)	51	2.02	9	1.63	14	7.83	27	41.46	6	0.85	0	0.00	107	53.79
12(金)	57	3.17	5	0.67	16	11.10	26	41.75	3	0.39	0	0.00	107	57.08
13(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
14(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
15(月)	61	3.65	11	1.90	18	21.44	27	54.51	8	0.85	0	0.00	125	82.35
16(火)	39	1.48	10	2.03	17	10.18	26	52.38	3	0.10	1	0.06	96	66.23
17(水)	40	2.13	7	1.12	14	9.51	0	0.00	4	0.26	0	0.00	65	13.02
18(木)	27	1.64	3	0.34	13	7.37	25	39.46	6	0.90	0	0.00	74	49.71
19(金)	25	1.40	1	0.10	18	12.48	26	36.65	3	0.66	0	0.00	73	51.29
20(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
21(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
22(月)	61	4.24	7	0.80	18	20.35	27	55.07	6	0.76	0	0.00	119	81.22
23(火)	45	2.80	8	1.65	19	11.92	26	55.07	5	0.18	1	0.06	104	71.68
24(水)	25	0.94	7	1.32	13	9.28	0	0.00	3	0.05	0	0.00	48	11.59
25(木)	38	2.22	5	0.80	13	6.68	27	39.40	4	0.36	0	0.00	87	49.46
26(金)	54	2.30	7	0.97	17	11.69	26	40.13	4	0.57	0	0.00	108	55.66
27(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
28(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
29(月)	87	4.17	5	0.38	19	21.96	27	55.68	8	1.17	0	0.00	146	83.36
30(火)	17	0.64	3	0.36	15	9.86	26	52.35	4	0.67	1	0.08	66	63.96
31(水)	33	1.03	10	1.96	14	10.10	0	0.00	4	0.27	0	0.00	61	13.36
合計	1,143	63.32	136	22.65	348	280.34	470	864.68	95	14.00	5	0.36	2,197	1,245.35
平均	50	2.75	6	1.08	15	12.19	26	48.04	5	0.67	1	0.07	96	54.15

2023年 8月	柳川市													
	区分	1 一般家庭		2 事業所		3 許可業者		4 委託業者		5 公用		6 公用(福祉収集)		合計
	日付	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数
1(火)	49	2.13	5	0.37	14	10.15	26	53.06	3	0.89	1	0.07	98	66.67
2(水)	38	2.33	6	0.56	13	8.18	0	0.00	3	0.62	0	0.00	60	11.69
3(木)	46	1.85	6	0.76	13	7.88	26	39.26	3	0.23	0	0.00	94	49.78
4(金)	37	1.91	6	1.67	16	11.88	26	38.89	2	0.18	0	0.00	87	54.53
5(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
6(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7(月)	120	5.82	14	1.25	20	21.77	26	54.42	8	3.01	0	0.00	188	86.27
8(火)	65	2.92	9	0.82	16	10.04	26	53.43	1	0.00	1	0.07	118	67.28
9(水)	16	0.60	2	0.25	14	10.23	0	0.00	4	0.76	0	0.00	36	11.84
10(木)	24	0.91	6	0.39	15	7.78	26	30.04	6	0.65	0	0.00	77	39.77
11(金)	54	2.15	1	0.11	10	6.40	24	36.14	0	0.00	0	0.00	89	44.80
12(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
13(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
14(月)	81	3.87	1	0.10	18	26.47	26	58.01	6	1.01	0	0.00	132	89.46
15(火)	62	2.87	3	0.17	12	8.06	26	52.89	2	0.77	1	0.08	106	64.84
16(水)	66	2.63	3	0.55	13	9.95	0	0.00	3	0.37	0	0.00	85	13.50
17(木)	44	1.75	7	0.35	14	8.50	26	45.62	28	1.71	0	0.00	119	57.93
18(金)	33	1.60	1	0.03	17	11.41	26	45.17	7	1.30	0	0.00	84	59.51
19(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
20(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
21(月)	50	2.38	4	0.45	20	21.41	26	53.01	8	1.59	0	0.00	108	78.84
22(火)	49	2.19	7	0.55	18	10.89	26	50.42	3	0.34	1	0.08	104	64.47
23(水)	29	0.97	4	0.65	13	8.47	0	0.00	4	0.55	0	0.00	50	10.64
24(木)	29	1.98	8	0.99	13	7.20	26	37.22	7	0.68	0	0.00	83	48.07
25(金)	35	1.48	3	0.25	20	12.84	26	38.00	6	0.50	0	0.00	90	53.07
26(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
27(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
28(月)	53	2.62	6	0.99	18	19.95	26	50.66	10	1.56	0	0.00	113	75.78
29(火)	35	1.80	5	0.61	16	10.83	26	48.23	4	0.88	1	0.08	87	62.43
30(水)	38	1.56	3	0.19	13	8.62	0	0.00	0	0.00	0	0.00	54	10.37
31(木)	28	1.21	4	0.38	15	8.40	25	35.74	8	1.19	0	0.00	80	46.92
合計	1,081	49.53	114	12.44	351	267.11	465	820.21	126	18.79	5	0.38	2,142	1,168.46
平均	47	2.15	5	0.54	15	11.61	26	45.57	6	0.90	1	0.08	93	50.80

2023年 5月	みやま市															
	区分	1 一般家庭		2 事業所		3 許可業者		4 委託業者		5 公用		6 公用(福祉収集)		7 公用(不法投棄)		合計
	日付	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数	重量(t)	台数
1(月)	17	0.81	2	1.01	11	4.70	17	21.56	1	0.38	0	0.00	0	0.00	48	28.46
2(火)	27	1.49	7	2.46	5	2.01	16	20.29	3	1.78	0	0.00	0	0.00	58	28.03
3(水)	20	1.20	0	0.00	9	2.53	0	0.00	1	0.26	0	0.00	0	0.00	30	3.99
4(木)	25	1.64	0	0.00	3	0.41	15	17.43	1	0.19	0	0.00	0	0.00	44	19.67
5(金)	29	1.70	1	0.14	11	2.80	16	16.01	2	0.61	1	0.08	0	0.00	60	21.34
6(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
7(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
8(月)	15	0.86	4	0.50	11	3.62	17	22.39	1	0.31	0	0.00	0	0.00	48	27.68
9(火)	13	0.99	8	3.45	5	2.38	16	19.89	1	1.19	1	0.12	0	0.00	44	28.02
10(水)	17	0.89	7	0.41	9	3.15	0	0.00	3	1.18	0	0.00	0	0.00	36	5.63
11(木)	17	1.23	2	0.33	6	1.58	16	18.21	0	0.00	0	0.00	0	0.00	41	21.35
12(金)	11	0.96	7	3.33	11	3.22	16	17.75	0	0.00	1	0.07	1	0.05	47	25.38
13(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
14(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
15(月)	12	0.98	4	0.62	11	4.07	17	22.55	1	0.36	0	0.00	0	0.00	45	28.58
16(火)	12	0.35	3	2.43	5	1.68	16	20.01	3	1.52	1	0.10	0	0.00	40	26.09
17(水)	16	1.05	2	0.09	9	2.64	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	27	3.78
18(木)	7	0.44	1	0.12	6	1.70	15	17.23	0	0.00	0	0.00	0	0.00	29	19.49
19(金)	4	0.26	5	2.22	11	3.56	16	15.68	3	1.52	1	0.10	1	0.08	41	23.42
20(土)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
21(日)	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00	0	0.00
22(月)	31	1.65	4	0.47	11	4.29	17	21.18	1	0.45	0	0.00	1	0.11	65	28.15
23(火)	15	0.67	2	1.66	5	1.91	16	18.91	5	1.44						

